



まちづくりセンター指定管理制度導入の検討

現在吉永北地区まちづくり協議会では、令和7年度からの吉永北まちづくりセンターの指定管理制度の導入を検討しています。これは今は市が管理・運営しているまちづくりセンターを、まちづくり協議会が指定管理者としてセンターの管理・運営をする制度です。市内では、須津・松野の2センターがすでに導入しています。

指定管理制度を導入することで、市とのパイプ役、貸館業務、証明書等の発行といったセンターが今までやってきたことができなくなるわけではありません。市の支援のもと、まちづくり協議会がこれらの業務を担っていきます。また、市からの指定管理料等で運営していくため、地区が人的・財政的負担を負うことはありません。

まちづくりセンターを地区の考えで運営することで、地区の状況に寄り添ったサービスの提供ができるようになり、地区の問題解決や地区住民の賑わいの場の創出につながると考えています。

例えば、松野まちづくりセンターでは指定管理制度導入後、マルシェの開催や映画上映、自習スペースとしてセンターの部屋や駐車場を活用しています。

指定管理制度の導入に関しては、令和3年より検討委員会を設けて検討を重ねてまいりました。今年9月に市担当者による説明会等を行いました。指定管理制度の導入について11月14日に開催する臨時総会にて決議を諮る予定です。

指定管理制度についてご不明な点、ご意見などありましたら吉永北まちづくりセンターまでご連絡ください。(☎21-3559)

吉永北地区まちづくり協議会長 千葉 辰夫

吉永北地区避難所運営訓練を行いました

令和5年8月27日、吉永北地区で「吉永第二小学校避難所運営訓練」を行いました。地区防災関係者、市役所防災危機管理課、まちづくりセンター職員とともに吉永第二小学校を会場として行い、実際に避難所を開設する際の流れや受付方法、各班の役割分担を確かめました。

また、いざという時に使えるよう、簡易トイレの設置や携帯トイレの使用方法も確認しました。これからも少しずつでもできる範囲で訓練を重ね、“地域の安心と安全”に繋げていきたいと思ひます。

避難所はあくまでも「自宅で生活するのが困難になった人が一時的に生活をする場所」です。

各家庭で耐震補強、非常食の備蓄を進め、なるべく避難生活をしないで済むような準備をお願いします。

吉永北地区まちづくり協議会 防災部会長 荻野秀明

